

準備OK?

# 確定申告は正しく早めにしましょう

2月16日(木)  
3月15日(木)

## 震災被災者の方を対象に無料税務相談を行います

北海道税理士会釧路支部では、東日本大震災被災者の方を対象に、無料税務相談を行います。希望される方は、担当税理士までご連絡ください。

▶期間／3月15日(木)(確定申告期限)まで  
▶弟子屈町担当税理士  
近藤康範 ☎0154-7596



所得税の確定申告、住民税の申告の受け付けが始まります。申告書の提出期間は2月16日(木)～3月15日(木)です。今年度は、システム入れ替えに伴う事務処理の都合上、提出期間前の還付申告は行いませんので、ご注意ください。釧路税務署では、1月4日から還付申告を受け付けていますので、ご相談ください。期間内に申告を済ませましょう！

### 所得税の確定申告

所得税は、個人の所得に対してかかる税金です。確定申告とは、1年間に得た所得と、それに対する税額を計算し、申告するとともに、その計算した税金を納付する、または還付を受ける一連の手続きをいいます。

### 住民税の申告

住民税は所得税とは異なり、納税者自ら税額を計算して申告納付するものではありませんが、所得控除や税額控除について、市町村の調査だけでは適正な住民税の課税を行うことができません。

そのため、納税義務者はその年の1月1日現在の住所地の市町村長に、住民税の申告書を提出しなければなりません。提出していません。ただし、所得税の確定申告書を提出した方は、それをもって住民税の申告書を提出したものとみなすことができます。

されているため、あらためて住民税の申告書を提出する必要があります。

### 確定申告の必要がある方

- ▼年末調整のされなかった源泉徴収票をお持ちの方。
- ▼平成23年中の給与収入金額が2千万円を超える方。
- ▼給与を1カ所から受けていて、給与所得以外の所得の合計金額が20万円を超える方。
- ▼給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与収入金額または給与所得以外の所得の合計金額が、20万円を超える方。
- ▼事業所得や不動産所得などがある方。
- ① 事業を行っている方、医師、外交員など。
- ② アパートなどを経営している方、不動産を貸している方など。
- ▼医療費控除や住宅ローン控除、雑損控除などを受ける方。

- ポイント
- 右記の「確定申告の必要がある方」は、忘れずに期間内に申告しましょう。
- 平成23年中に所得がなく「確定申告が必要ない方(年末調整をされた方以外)も、必ず住民税申告をしましょう！
- ※申告をしないと、所得証明書が発行されない、国民健康保険、後期高齢者医療保険料、介護保険料の軽減判定がされないなどの支障が生じます。必ず申告をしてください。

### 保険料控除や障害者控除などを受けるには

保険料控除には、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など保険料・保険料の領収書、また国民年金や生命保険、地震保険などは、支払額の証明書が必要となります。これら証明書などがなければ控除対象とはなりませんので、ご注意ください。障害者控除には、交付を受けている身体障害者手帳や療育手帳を提示ください。また、障害者手帳などの交付を受けていない方でも、介護認定を受けている方などで一定の要件に当てはまる場合は、障害者控除対象者認定書の交付を受け、確定申告時に提示することで障

害者控除を受けることができます。認定書の申請に関しては役場保健福祉課社会福祉係にお問い合わせください。寡婦(夫)控除(離婚・死別などで一定の要件に該当される方)についても、窓口で忘れずに申し出てください。

### ポイント

- 医療費控除を受ける場合は、領収書を受診者ごと、かつ病院・薬局ごとにそれぞれまとめて計算をしておく、スムーズに確定申告が進みます。また、薬局などで販売している医薬品でも治療と判断できないものは控除対象とならない場合もあります。購入品の内訳のない領収書で控除を受けることはできませんので、ご注意ください。
- 生命保険料控除などの対象となる保険料については、各保険会社から証明書が送付されていますので、今一度ご確認ください。(なくした場合は必ず再発行を受けるなど、書類を整えてから確定申告を行ってください)
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が特別徴収(年金天引き)されている方の社会保険料控除については、特別徴収されている方自身の社

## 平成23年分の所得税などから適用される主な改正事項

### 扶養控除制度が大きく変わりました

年少扶養親族(年齢16歳未満)に対する扶養控除(38万円)が廃止されました。

が廃止されました。また、年齢16歳以上19歳未満に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止されました。これに伴い、住民税においても平成24年度分から年少扶養控除(33万円)と、年齢16歳以上19歳未満の上乗せ分(12万円)が廃止されますので、ご注意ください。

| 年齢(平成23.1.1現在) | 控除額  |      | 上乗せ部分              |                  |
|----------------|------|------|--------------------|------------------|
|                | 所得税  | 住民税  | 所得税                | 住民税              |
| 16歳未満          | 38万円 | 33万円 | —                  | —                |
| 16歳以上23歳未満     | 38万円 | 33万円 | 25万円               | 12万円             |
| 23歳以上70歳未満     | 38万円 | 33万円 | —                  | —                |
| 70歳以上          | 38万円 | 33万円 | 10万円+10万円(同居老親等加算) | 5万円+7万円(同居老親等加算) |

| 年齢(平成24.1.1現在) | 控除額  |      | 上乗せ部分              |                  |
|----------------|------|------|--------------------|------------------|
|                | 所得税  | 住民税  | 所得税                | 住民税              |
| 16歳未満          | 廃止   | 廃止   | —                  | —                |
| 16歳以上19歳未満     | 38万円 | 33万円 | 廃止                 | 廃止               |
| 19歳以上23歳未満     | 38万円 | 33万円 | 25万円               | 12万円             |
| 23歳以上70歳未満     | 38万円 | 33万円 | —                  | —                |
| 70歳以上          | 38万円 | 33万円 | 10万円+10万円(同居老親等加算) | 5万円+7万円(同居老親等加算) |

詳細は、上の表のとおりです。また、年少扶養について、住民税の所得控除としてではなく、住民税の均等割の算定上や、扶養人数を基礎とした各種制度に影響がある場合があり、年末調整などで申告し忘れた場合は、必ず期間内に住民税申告をするようにしてください。

## 川湯でも確定申告を受け付けます

川湯地区の住民税・所得税の確定申告の受け付けについては、

本庁まで来られない方々のために、次の日程で受付窓口を開庁します。ご利用ください。  
▼日時／2月18日(土)、19日(日) 9時30分～正午・13時～16時  
▼場所／川湯消防会館2階  
確定申告について分からないことがありましたら、役場税務課 ☎482-2914(課直通)、または釧路税務署 ☎0154-5100まで、お気軽にお問い合わせください。

## 釧路税務署からのお知らせ

- ▶確定申告は自分で書いてお早めに！  
平成23年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けは1月4日(水)～3月15日(木)、消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告の相談および申告書の受け付けは4月2日(月)までです。申告書は、前年の「申告書の控え」や「確定申告の手引き」などを参考にしてお自身で作成し、お早めに提出してください。申告書は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。作成した申告書は、郵便や信書便による送付などで提出できます。税務署の申告相談会場にお越しの際には「印鑑」「前年の申告書の控え」「計算機」「筆記具」をご持参ください。
- ▶e-Taxでらくらく申告！  
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、e-Tax用の申告データを作成することができ、作成したデータを簡単な操作により自宅から電子申告することができます。e-Taxを利用して申告をすると、最高4,000円の税額控除が受けられ、添付書類の提出不要(3年間は申告者が保存)となります。※e-Taxを利用する場合は「開始届出書の提出」「電子証明書の取得(費用別途)」「ICカードリーダーの購入」など、事前手続きが必要です。※税額控除は、今年初めてe-Taxを利用する方のみ対象となります。